

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 安西 祐一郎

平成28年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の交付内定について（通知）

独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が交付を行う平成28年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）については別紙1の日程により交付内定・交付決定を行います。今回、基盤研究（S）の新規研究課題について、別添「平成28年度交付内定一覧」（以下、「内定一覧」という。）のとおり交付内定をいたしましたので通知します。また、今回交付内定をしなかったものは不採択となりましたので、併せて通知します。

ついては、内定一覧に基づく審査結果を各研究代表者に通知するとともに、研究代表者がこれにより補助金の交付を希望する場合には、下記の関係書類を提出してください。

また、本会では、学術研究の一端を社会に対して広く紹介することが極めて重要であるとの考えから新規に交付内定を行った大型研究種目の研究課題を対象として、後日、公表用資料（和文・英文）を作成いただき、本会ホームページにて研究課題の概要等を公開する予定です。

記

I 提出書類及び提出期限

別紙2「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成28年度）」の内容を確認した上で、下記の提出書類を別紙4の方法により取りまとめ、研究助成第二課（下記II参照）に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限
(1)必ず提出する書類		
①交付申請書の提出書（様式A-1）	研究機関	6月14日（火）
②交付申請書（様式A-2-1）	研究代表者	
③交付請求書（表紙）（様式A-3）	研究機関	
④交付請求書（様式A-4-1）	研究代表者	
(2)必要に応じ提出する書類		
⑤交付申請の辞退届（様式A-7） ⑥研究代表者の転出報告書（様式A-8） ⑦間接経費の辞退届（様式A-11） ⑧研究成果報告書未提出者に係る交付申請留保届（様式A-13）	研究機関	6月7日（火）

※ 平成28年（2016年）熊本地震の被災地域にある研究機関で、提出期限までに取りまとめて提出することが困難な場合には、本件担当までご相談ください。

II 提出先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第二課 審査・評価第二係
TEL 03-3263-4388, 4632 FAX 03-3263-1824

Ⅲ 提出書類について

■ 電子申請システムによる提出書類の作成

今回交付内定を行う研究種目の交付申請手続きについては、電子申請システム等により申請書類の作成を行ってください（別紙5参照）。

各様式については、別紙3「提出書類一覧」のとおり、電子申請システムに入力し作成する書類及び日本学術振興会ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）掲載の様式をダウンロードし作成する書類があります。なお、交付申請書、交付請求書は、電子申請システムにより作成、送信するとともに、出力した書類について、内容の確認、押印等の必要な処理を行った上で提出する必要がありますのでご注意ください。

また、提出書類の作成に当たっては、同ホームページにおいて、「科学研究費補助金交付申請書・交付請求書チェックリスト（研究機関用）」を掲載していますのでご活用ください。

Ⅳ 次年度以降の「交付予定額」について

「内定一覧」に記載している次年度以降の交付予定額については、研究計画の計画的な実施に資することを目的として通知しているものです。

一方、科学研究費補助金は、毎年度、交付申請書に基づき、予算の範囲内において交付するものであり、次年度以降の交付予定額については、予算措置がなされない場合をはじめとして、内定一覧に記載している次年度以降の交付予定額どおり交付しないことがあります。

（参考）交付予定額どおり交付しないことが考えられる例

- 継続の研究課題について、科学研究費助成事業－科研費－公募要領（以下「公募要領」という。）において応募書類の提出が必要とされているにもかかわらず、所定の期間に応募書類の提出がなかった場合
- 継続の研究課題について、公募要領に基づき提出された応募書類が科学研究費委員会において審査に付された結果、「不採択」又は「交付予定額を減額して採択する」とされた場合
- 継続の研究課題について、科学研究費補助金取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）第5条の規定により「科学研究費補助金を交付しない」こととなった場合
- 継続の研究課題について、「調整金」を活用した前倒し使用を行った場合

Ⅴ 留意事項

1. 本年度に適用することを予定している補助条件は別紙6のとおりですので、内容を研究代表者に周知してください。
2. 交付申請にあたっては、電子申請システム上で「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」（別紙7）について、研究代表者に確認を求めています。この確認事項において、研究代表者と研究分担者が既に研究倫理教育の受講等を行ったことを確認することとしています。
また、本内容は本会のホームページ（http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html）に掲載しておりますので、研究代表者の責務として、本内容を研究分担者、連携研究者等にも必ず周知し、理解してもらうよう研究代表者に周知してください。
3. 今回交付内定を行った研究課題については本件通知日以降直ちに研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありませんので、各研究代表者に周知願います。（必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助金受領後に精算してください。）また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。
4. 直接経費の交付請求額が300万円以上となる場合には、前期分（4月～9月）、後期分（10月～3月）に分けて送金しますので、交付請求書には前期分と後期分の内訳を記載してください。なお、後期分については10月頃に送金を行う予定です。

5. 交付申請書及び交付請求書に含まれる個人情報、補助金又は助成金の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提供するとともに、政府標準利用規約^{*}に準拠して取り扱い、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KA KEN）に収録し公開する予定です。

※【参考：内閣官房 政府標準利用規約ホームページ】

URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl2_betten_1_gaiyou.pdf

6. 「研究計画最終年度前年度の応募」として応募し、当該応募研究課題が採択された場合は、その基となった継続研究課題の平成28年度の研究計画を含め、新規の研究課題で本年4月1日以降の補助事業として実施することとします。このため、交付申請書等の作成に当たっては、本年4月1日以降の補助事業として作成するようお願いします。また、「その基となった継続研究課題の補助事業」に係る平成28年度の補助金については、交付を行いませんのでご注意ください。
7. 交付申請書の提出後から交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合、及び研究分担者を変更する必要がある場合には、速やかに前述のⅡに連絡してください。
8. 今回の交付内定に伴い重複受給制限に該当する研究課題がある場合は、本件通知日以降執行を停止し、交付決定後、廃止等の手続きに遺漏がないようご注意ください。
9. ヒアリング審査の対象となった研究課題の研究代表者については、審査結果の所見を後日開示する予定です。
10. 不採択となった応募研究課題の研究代表者のうち、第1段審査結果の開示を希望されている方には、5月31日より電子申請システムにより開示を行う予定です。
11. 大型研究種目の研究課題に係る公表用資料（和文・英文）の作成及び提出については、後日、研究代表者へ依頼いたします。

（添付書類）

別 添「平成28年度交付内定一覧」

別紙1 「平成28年度科学研究費助成事業の交付内定・交付決定の日程（予定）」

別紙2 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成28年度）」

別紙3 「提出書類一覧」

別紙4 「交付申請書等の取りまとめ方法」

別紙5 「科研費電子申請システムを利用した交付申請について」

別紙6 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）（平成28年度）」（予定）

別紙7 「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」